

基準 2 消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準

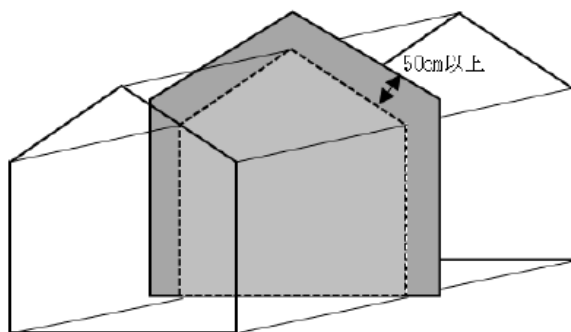
- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2、第 19 条第 2 項及び第 27 条第 2 項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- 2 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。
- 3 令第 8 条第 1 号について

（1）規則第 5 条の 2 第 1 号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

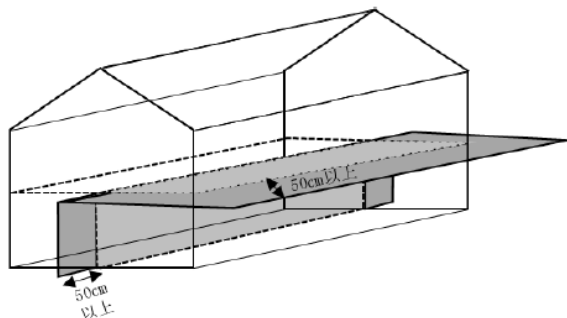
なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏えい防止対策が講じられるよう留意すること。

- （2）規則第 5 条の 2 第 3 号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から 50 c m 以上突き出していること」については、床の両端が外壁から 50 c m 以上突き出していること、壁の両端が外壁から 50 c m 以上突き出していること及び壁の上端が屋根から 50 c m 以上突き出していることが想定されるものであること。（第 2－1 図及び第 2－2 図参照）

第 2－1 図



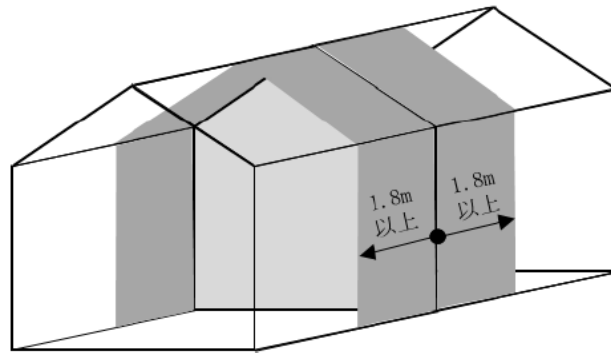
第 2－2 図



- (3) 規則第5条の2第3号ただし書の規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。(第2-3図参照)

第2-3図



■: 耐火構造(耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りる。)

- (4) 規則第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

- (5) 規則第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分(以下「貫通部」という。)については、次によること。

ア 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

イ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、規則第5条の2第4号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

ウ 鋼管等を使用する範囲

令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画(以下「令8区画」という。)を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(ア)及び(イ)に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

(ア) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

(イ) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

エ 鋼管等の種類

令第8区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

(ア) JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)

(イ) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)

- (ウ) J I S G 3 4 5 2 (配管用炭素鋼管)
- (エ) J I S G 3 4 5 4 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (オ) J I S G 3 4 5 9 (配管用ステンレス鋼管)
- (カ) J I S G 5 5 2 5 (排水用鋳鉄管)
- (キ) 日本水道協会規格 (以下「J W W A」という。) K 1 1 6 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (ク) J W W A K 1 3 2 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (ケ) J W W A K 1 4 0 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (コ) 日本水道鋼管協会規格 (以下「W S P」という。) 0 1 1 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (サ) W S P 0 3 2 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- (シ) W S P 0 3 9 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (ス) W S P 0 4 2 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (セ) W S P 0 5 4 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

オ 貫通部の処理

- (ア) セメントモルタルによる方法
 - a 日本建築学会建築工事標準仕様書 (J A S S) 1 5 「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
 - b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。
 - c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。
- (イ) ロックウールによる方法
 - a J I S A 9 5 0 4 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。
 - b ロックウール充填後、 25 mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5 mm 以上の鋼板を床又は壁と 50 mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

カ 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から 150 mm の範囲に可燃物が存する場合には、(ア) 又は (イ) の措置を講ずること。

(ア) 可燃物への接触防止措置

- a に掲げる被覆材を b に定める方法により被覆すること。
- a 被覆材
 - ロックウール保温材 (充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。) 又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。
- b 被覆方法

(a) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(b) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 給排水管の着火防止措置

次のa又はbに該当すること。

- a 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- b 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

キ 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の（ア）又は（イ）によること。

- （ア）保温材としてカ（ア）aに掲げる材料を用いること。
- （イ）給排水管にあっては、JISA9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、オ及びカの規定について、特に留意されたいこと。

ク 配管等の接続

配管等をウの範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- （ア）配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
- （イ）配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、bに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

a メカニカル接続

- （a）ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- （b）挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- （c）予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- （d）押し輪又はフランジで押さえること。

(e) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

b 差込み式ゴムリング接続

(a) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

(b) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、E P D M（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

(c) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

(d) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

(e) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

c 袋ナット接続

(a) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

(b) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(c) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(d) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

d ねじ込み式接続

(a) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。

(b) 接合剤をネジ部に塗布すること。

(c) 継手を挿入管にねじ込むこと。

e フランジ接続

(a) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

(b) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

(c) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

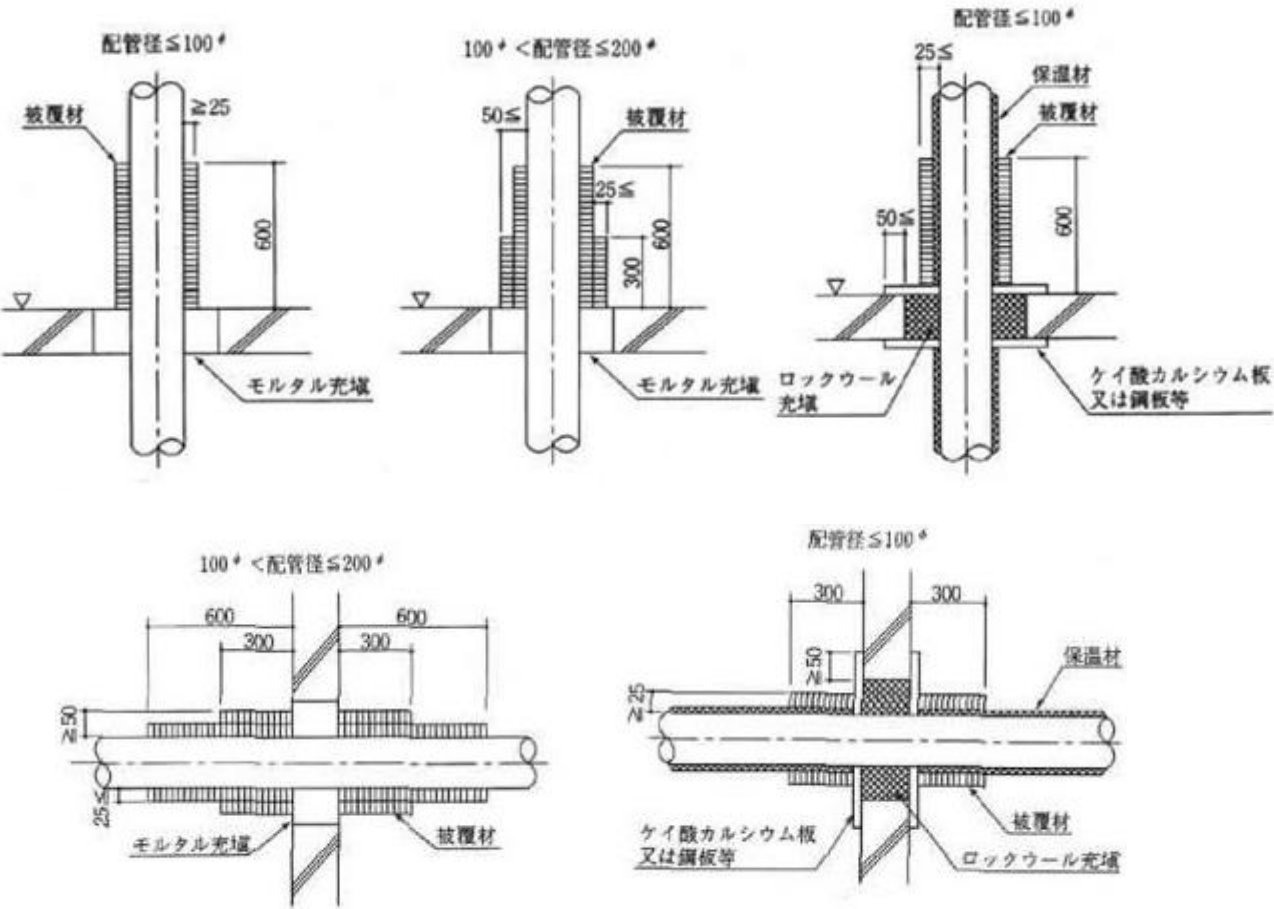
(ウ) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

ケ 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考) 施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合) (第 2 - 4 図)

第 2 - 4 図

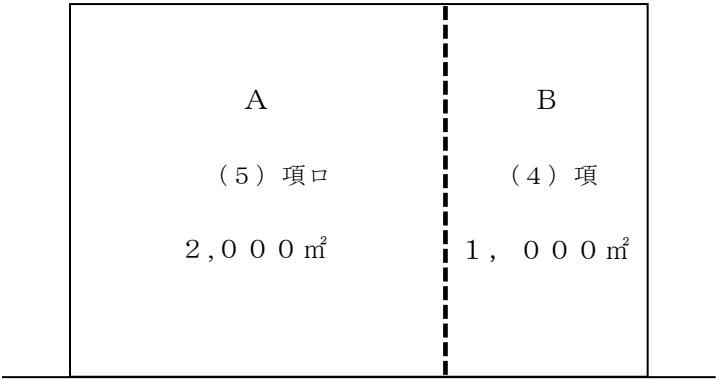


(6) 令 8 区画された部分に対する消防用設備等の設置は、次によること。

ア 令 8 区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて、消防用設備等を設置することとし、第 2 - 5 図の例によること。

第 2 - 5 図

(16) 項イ 延べ 3, 000 m²



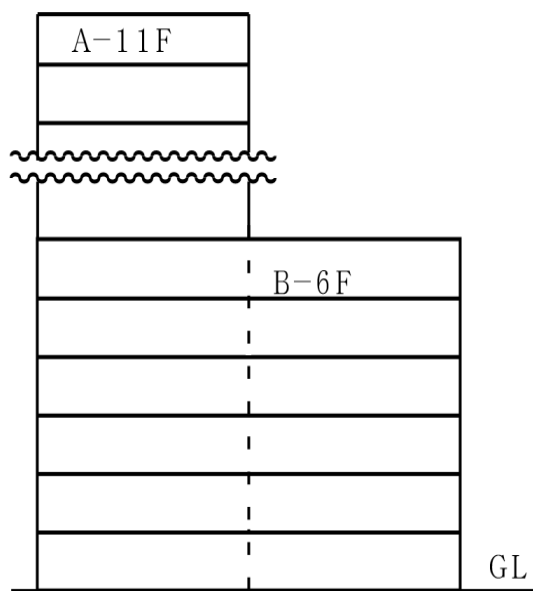
判定 Aは延べ面積 2, 000 m²の (

5) 項口の防火対象物として、Bは延べ面積 1, 000 m²の (4) 項の防火対象物としてそれぞれ該当する消防用設備等を設置する。

備考 - - - は、令 8 区画を示す。(以下、当基準内の図において同じ。)

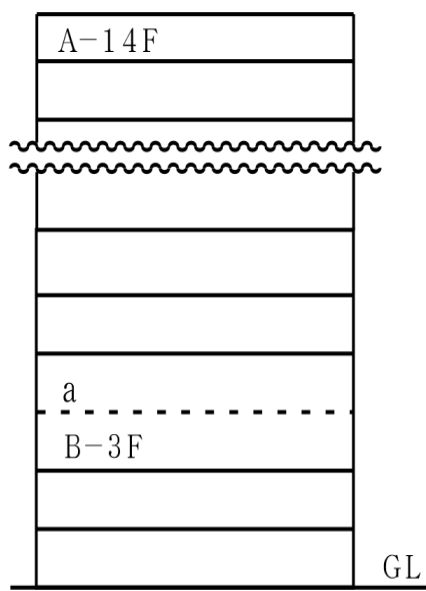
イ 令 8 区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置することとし、第 2－6 図の例によること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入し、第 2－7 図の例によること。

第 2－6 図



判定 Aは階数 11 の防火対象物として、Bは階数 6 の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。

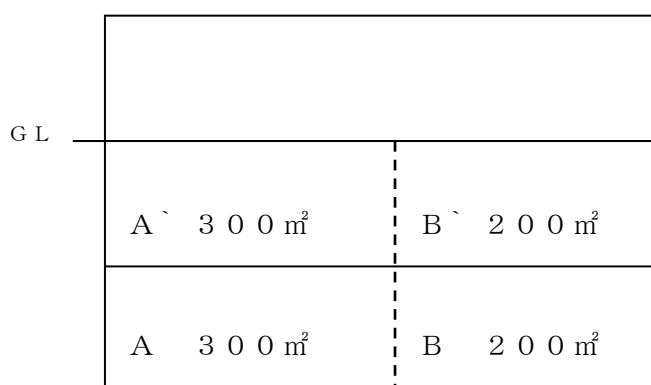
第 2－7 図



判定 Aは階数 14 の防火対象物として、Bは階数 3 の防火対象物として、それぞれ該当する消防用設備等を設置する。また、a 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

ウ 令 8 区画されている階に階単位の消防用設備等の基準を適用する場合は、区画された部分の床面積を 1 の階の床面積とみなし、第 2－8 図の例によること。

第 2－8 図



判定 地階部分の床面積の合計は、700 m²以上（1,000 m²）であるが、A + A`と B + B`は、地階において、それぞれ 700 m²未満となるので、令第 28 条の 2 第 1 項を適用しない。

4 令第 8 条第 2 号について

(1) 規則第 5 条の 3 第 2 項第 1 号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第 2 号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」により区画され、別の防火対

象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

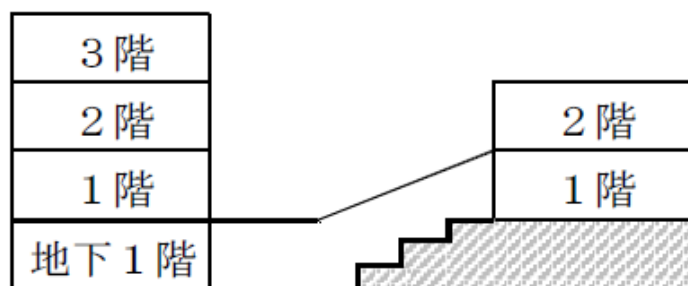
なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えないこと。

- (2) 規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」については、壁等の構造方法を定める件（令和6年国土交通省告示第227号）に示す壁等のタイプのうち、「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分を構成する壁等により区画する場合」が該当するものであること。

5 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号。以下「壁等基準」という。）について

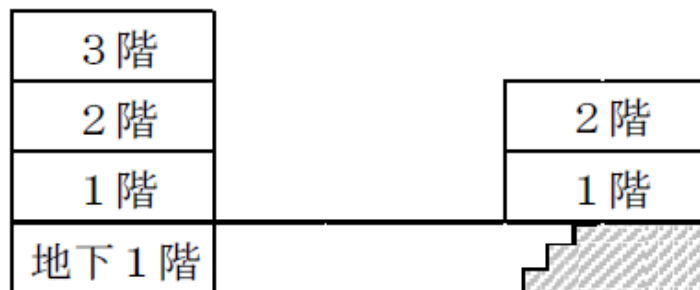
- (1) 壁等基準第2第2号に規定する地下連絡路の例は、次の第2-9図から第2-11図までとすること。

第2-9図



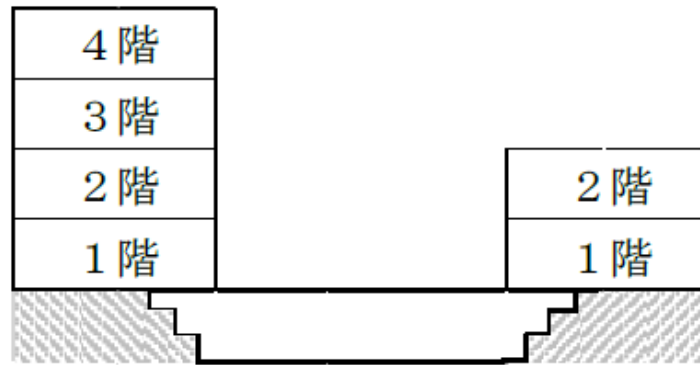
地下1階と1階を接続する場合
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

第2-10図



地下1階と1階部分を地下で接続する場合

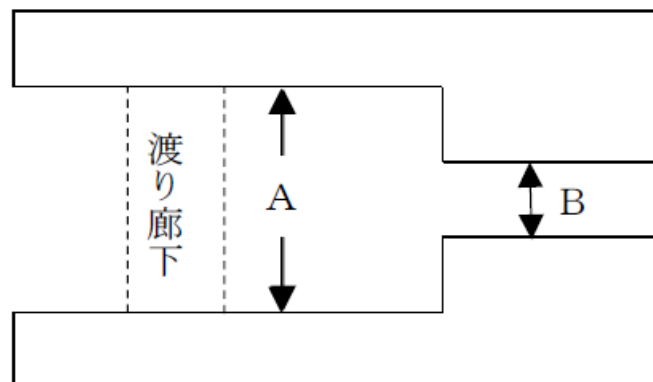
第 2 - 1 1 図



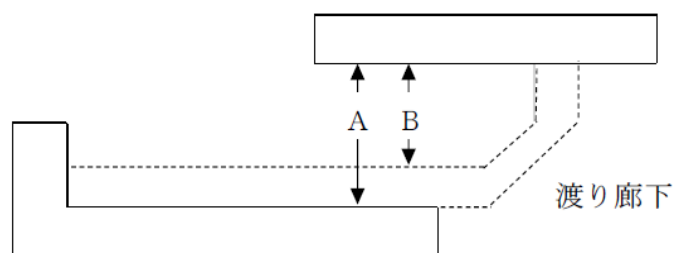
1 階部分同士を地下連絡路で接続する場合

- (2) 第 2 - 9 図の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが 3 m 以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、壁等基準第 3 第 2 号 (3) ハ (ロ) の規定によることができること。
- (3) 地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）については、壁等基準第 4 の規定によらず、壁等基準第 3 の規定に準じた取扱いをして差し支えないこと。
- (4) 壁等基準第 3 第 2 号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、次の第 2 - 1 2 図から第 2 - 1 4 図までの場合、A の部分となること。また、1 階と 2 階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2 階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。

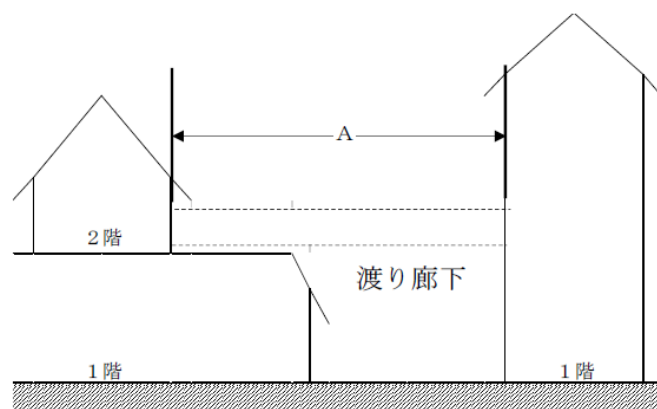
第 2 - 1 2 図



第 2 - 1 3 図

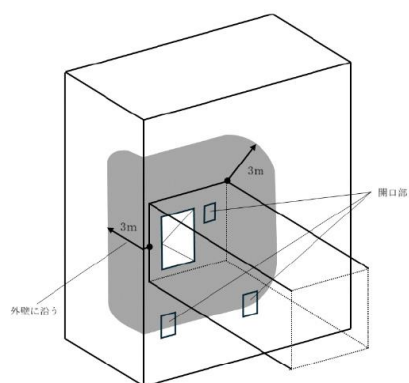


第 2 - 1 4 図



(5) 壁等基準第 3 第 2 号 (1) の規定中「3 メートル以内の距離にある部分」については、原則として第 2 - 1 5 図のとおりとすること。

第 2 - 1 5 図



■ : 3 メートル以内の距離にある部分
(当該部分の開口部面積の合計が 4 m^2 以内であること。)

(6) 壁等基準第 3 第 2 号 (2) の規定中「開口部の面積が 4 m^2 以内」については、各渡り廊下ごとに判定するものであること。

(7) 壁等基準第 3 第 2 号 (3) の規定中「直接外気に開放されているもの」については、次のいずれかに適合していることが想定されるものであること。

ア 防火対象物の部分相互間の距離が 1 m 以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の 2

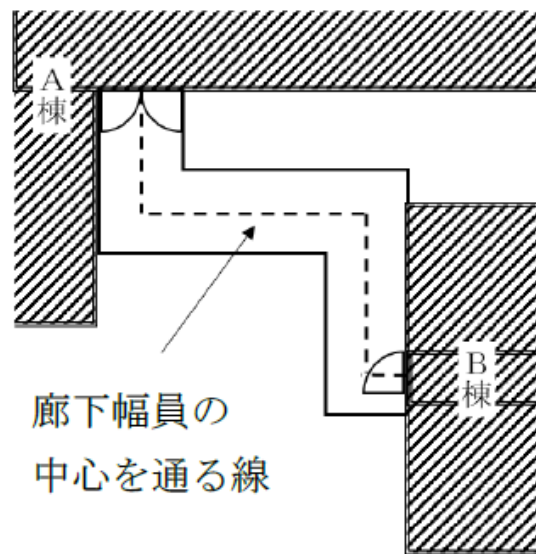
分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの

イ 防火対象物の部分相互間の距離が1 m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50 cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの

ウ ア及びイに掲げるものと同等以上の開放性を有するもの

(8) 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」は、第2-16図のように廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。

第2-16図



(9) 壁等基準第3第2号(3)ハの規定中「機械排煙設備」については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。

(10) 壁等基準第3第2号(3)ハの規定中「スプリンクラー設備又はドレンチャー設備」の設置についての技術上の基準は、令第12条第2項並びに規則第14条及び第15条の規定によること。

(11) 壁等基準第3第2号(3)ハ(イ)の規定中「排煙上有効な位置」については、建基令第126条の3の規定に準ずること。

(12) 壁等基準第3第2号(3)ハ(ハ)の規定中「非常電源」については、接続される建築物の用途にかかわらず、非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備によることとし、その設置は基準37によるほか、容量は、当該設備を有効に30分間以上作動できること。

(13) 壁等基準第6の規定中「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイラセーフ設計を取り入れたものが想定されるものであること(参考:類例としては、渡り廊下等の基準と同等の防火安全性能を有するものとして接続した建築物同士に火災の影響を及ぼることのないものとして取り扱われている「緩衝帯」等がある。)

なお、壁等基準第6の規定により当該壁等を認める際は、予防課に情報提供するとともに、適宜相談されたいこと。

6 その他

法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準を遡及して適用されることとされている法第17条の2の5第2項第2号に規定する消防用設備等について、令第34条の2に定める増築又は改築及び令第34条の3に定める大規模の修繕又は模様替え（以下「増築等」という。）の判断に当たっては、一の防火対象物で判断されることになるが、当該消防用設備等が設置されている防火対象物が令第8条の適用により別の防火対象物とみなされる場合、その部分ごとに増築等も別のものとして考慮されるものであること。